

第五十一回国会 法務委員会 議 録 第十六号

昭和四十一年三月十七日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 大竹 太郎君

理事 濱田 幸雄君

理事 鍛冶 良作君

理事 佐伯 宗義君

理事 馬場 元治君

理事 早川 崇君

理事 山口シヅエ君

理事 田中織之進君

出席政府委員

法務政務次官 山本 利壽君

検校(大臣官房司法法制調査部長) 鹽野 宣慶君

判事(最高裁判所事務局長) 寺田 治郎君

判事(最高裁判所事務局長) 矢崎 憲正君

判事(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判事(最高裁判所事務局長) 秋吉 良雄君

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

判事(最高裁判所事務局長) 長 務

本日の会議に付した案件
最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出 第八二号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

最高裁判所裁判官退職手当特例法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○横山委員 私は、もう各位もおわかりだと思うのですが、最高裁の点については好意的な立場で善処してきたつもりでありますけれども、この法案についてきょう質問するに先立って種々調査いたしましたところ、この法案についてだけは多大の疑義があり、まことに残念ながら本法案につきましては簡単にはいかぬという決意をいたしましたわけでありまして。

そこで、いろいろな角度からお伺いをしなければなりません、あとで大臣が来られたら大臣にも聞こうと思うのですが、法案提出の経緯といふこと、最高裁から出される法案はまずどういふ経緯をたどって本委員会に提出されるのであります。つまり関係機関との調整、関係層との調整、これはどういふ経緯をたどってやるのであります。まずそれから伺いたいと思ひます。

○鹽野政府委員 最高裁判所及び各裁判所に関係いたします法案につきましては、法務省が司法制度に関する法令の立案ということを所管しておりますので、法案自体は法務省の所管ということになっていくわけでございます。そこで法務省のほうで司法制度に関する法律案を積極的に立案するその際に、最高裁判所の御意見を伺って案をまとめていくという手続の場合もございまして。あるいはまた、最高裁判所のほうで積極的に何らかの案

をお考えになりまして、それを法務省のほうに御連絡になり、法務省で検討した結果、これを法案として国会に提案するというような手続の場合もあるわけでございます。

○横山委員 本法案は前者でしたか、後者でしたか。最高裁で立案をされたものか、法務省で立案をされたものか。

○鹽野政府委員 この法案につきましては、実はだいたい以前からこの種の退職手当についての問題を検討いたしておりました次第でございます。最高裁判所におきましても御検討になっておりましたが、同時に、法務省におきましても検討を続けてきたわけでございます。そして両方で協議いたしました結果、案がまとまりましたので、この際国会に提案したという次第でございます。

○横山委員 あいまいにおっしゃるのですが、あなたが最初分類をされた法案の骨子は、最高裁側でつくったものか、法務省側でつくったものか、どちらなんですか。

○鹽野政府委員 この法案自体は法務省でつくったものでございまして。

○横山委員 私の聞いていますのは、実質的な問題を聞いておるので、形式的な問題を聞いていますのじゃないのです。

○鹽野政府委員 実質の問題についての御質問といたしまして、率直に御説明申し上げます。

この問題は、だいたい前から検討されていた問題であることは先ほど申し上げたとおりでございます。この問題が起りました問題と申しますか、こういうような構想の出ましたとは、最高裁判所のお考えにあったというのが正確であろうかと思ひます。しかしながら、それは最近法務省のほうに御連絡になったということではないのでございまして、従来から法務省と協議をして、検討を進めてきていた問題であるわけでございます。

○横山委員 根っこは最高裁側にあるということがわかりました。法務省は法案を作成する上において、関係所管のところとの協議はどういうふうになるのですか。

○鹽野政府委員 法案の種類にもよりますが、あるいは大蔵省に關係するもの、あるいはまた総理府の人事局に關係するもの、いろいろ法案の内容によって關係機関がございまして、法案の立案の段階で各關係機関と協議をして案の作成を進める、こういう手続になっているわけでございます。

○横山委員 私の聞きたいのは、この公平論で、これはあとでいろいろ議論をするわけですが、公平論という意味において実は聞きかたつたのであります。人の退職金の上がるのをいかぬと言ふ者はない。しかしながら、これが上がるならばわれわれも当然上がつてもいいではないかという意見は、必ずどこにもあるわけですから。そういう層との意見調整は行なわれたのであるかどうか。たとえば検察陣であり、たとえばまた高裁、地裁の裁判官であり、そのほかこれと均衡を失すると思われれる階層との連絡調整というものは行なわれたものであるかどうか。

○鹽野政府委員 ただいま申し上げましたような経過でこの案ができました関係で、検察側は法務省の管下でございますので、法務省のほうで検察側の意見も大体承知しておりますし、そのような状況のもとに手続を進めたわけでございますが、下級裁判所等の関係は、法務省におきましては直接御連絡はいたしておりません。これは最高裁判所と協議をして案を進めました関係で、特に法務省から下級裁判所に御連絡するというようなことはいたしていないわけでございます。

○横山委員 御存じのように検察側並びに下級裁判所の裁判官側のこれらの該当する人々には、

労働組合、職員組合等の組織がないことは当然のことである。また管理職でありますから、そういうような声をあげることも許されません。許されないから声がないとは私は考えられないのでありますが、あなたは、検察側は法務省の管下であると言いますが、検察側は十分に話をし、十分にその了解を得ておられると思われませんか。

○鹽野政府委員 この案につきましては、検察側も了解しておられるというふうに考えております。

○横山委員 私はあなたのことばを信頼しないわけではありませんが、その了解をするまでにどういう経緯があったか、差しつかえがなかったら聞かしてもらいたい。

○鹽野政府委員 法務省の部内のごでございまして、何かの機会に意見を聞くという手続でございまして、それ以上のことは御説明申し上げかねます。

○横山委員 政務次官にお伺いをしたいのでありますが、法制調査部長はこれ以上は答えられないと言います。私は、どう考えても、それは納得するはずがないと思う。私は検察側というものを政府委員にしてくれということをしばしば要求したのでありますが、政府側はお断りなさいました。全責任は、国会における答弁は法務省側がやるから了承してくれというわけでありました。しかしながら、私は、検察側に対して、個々の問題について具体的に本委員会が質問をするという意味では必ずしもなかった。しかし、そういうことが通俗的には好ましいことではないという意見であります。そのことなら最高裁だつて同じことだと思ふのであります。そこで、検察側が本委員会に政府委員として出られるようにという希望を私はいまでもなお変えないのでありますけれども、本件に關しまして最高裁の裁判官の退職金が一挙に、俗に言へば六・五倍であります。積算をいたしますと、たいへんな上がり方をする。検察側はそれに対して、ああそうですか、それはけっこうなことですねとだけ言っておられるはずがない。その点についてあなたは検察側のいままの心理状態な

り、あるいは本法案に対する見解なり、そういうものはお確かめになりましたか。

○山本(利)政府委員 私自身がその点を確かめたということはございせんけれども、こういう法案が出るということは、各方面にわたつておることでございまして、それからこの法案の性質というものは、最高裁判所の裁判官というものを任命する場合の特別な処置でありまして、キャリアによつて順次上がつていくというような性格のものでございせん。ことに最高裁判所の裁判官には弁護士等からも任命されるいままでの慣例になつておりますので、特別の処置が必要だという観点もございまして、いまの検察官の場合とは非常に差がございまして、この法案の出ることにつきまして、検察側で非常な反発があるとか、あるいはそれに対する遺憾の意が表明されておるといふようなことはないと私は考えております。

○横山委員 ないと考えるとおっしゃるんだけれども、鳴かぬホルが身をこがすということがあります。もしもこれで労働組合がかりにあらつたすれば、そんなことはあり得ないことだけれども、組合がなくても、検察側が益めし食べておれば、おい、えらいことだぞ、向こうはなあって話の中心になることは、当然容易に想像されることです。法務省管下というものは、下意上達よりも上意下達の機能というものが仕事の性質上強いと私は思ふのでありますが、検察側がこれです承官としてほんとうに責任を持って、鳴かぬホルが身をこがすと察しながらも、しかしほんとうにいいとお考えでしょうか。最高裁の裁判官は退職金がどかんと、もののみごとに上がる。検察側の最高検察官の長官でも、その辺のことはほうりっぱなしというところで、ほんとうに納得させられるとあなたはお考えでございませうか。

○山本(利)政府委員 法務省側と検察当局とは、いろいろな点において常日ごろから折衝が非常に多いわけにございまして、もしもそういつたような、この法案そのものに対しての不平、不満とい

うようなことがございましたら、形式張つた抗議といったようなことでなくて、その声はよく、私的にと申しますか、いろいろな機会を通じて、私には当然法務省側へも伝わつて、その点について法務省側は重視することのないようにいろいろ考慮すると思ひますけれども、この法案に關する限り——この意味は、別に検察官の退職手当その他に對して現在のままでよいとか悪いとか、多いとか少ないとかいふ問題ではございせんが、この法案に關する限りにおいては、検察官の待遇とからませて法案をつくるというような処置に出ることは、これはまことに困難なことであると考えるものでございまして。

○横山委員 それは私は詭弁だと思ふのです。この法案は別に検察官の退職金を上げるとも上げないともいつていない。そんなことはだれだつてわかつておる。しかし、あなたのことばを聞くと、いかにもこだけ上げる当然の理由があり、そうして検察官は上げるべき理由がない。そのアンバランスというか、法務省側でいえば正當なバランスに戻つたといふことになるかも知れませんが、私もどんでいえばアンバランスといふことだ。このアンバランスが要當であるという意見であるかといふことなんですよ。あなたはこの法律を通すのあまり、かえつてうしろに下がつて、将来非常な支障を及ぼすようなことをいままさううとしてい

るのではあるまいか。もしもあなたが、いや、そのうちに検察官の退職金も上げたいと思ひますと言ふならばまだしも、この私どもの言うアンバランスが要當なものだといふ理論に立つておるとするならば、私は検察官の諸君の意見をどうしても聞かなければならぬ。どうです。

○山本(利)政府委員 誤解のないようにお願いしたいのでございまして、私は、検察官の退職金に關する額が現在のままでよい、最高裁判所の裁判官に對する手当とこれとの差額があつてよいとか悪いとかいふことは、一つも申し述べたつもりはございせん。この法案に關する限りにおいては、この法案を通していただくことをわれわれは

切望するわけにございまして、検察官の場合とは別個なことではございまして、将来いろいろな観点から研究いたしまして、皆さま方にその審議をお願いすることがあるいはあるかも知れませんが、けれども、現在の私の立場といたしましては、これは検察官のほうが高いから、必ずそれに対してまた別個な法案を提出いたしますといふふうにとられることばを申し上げることは、私、非常に困難であると思ひます。

○横山委員 それではこの法案の基礎になつておる臨時司法制度調査会の意見書を念のために朗読しますが、「問題の所在」のところでも、ほかのところでも、いふん出てまいりますけれども、裁判官の給与は、その職務と責任の見地から考へるは、司法の独立を担保するという目的からもあわせ考慮されるべきものであり、その意味においては、裁判官の給与制度は、司法制度の一環をなすものである。一方、検察官については、その職務が司法の重要な一翼をなすものである。その任用資格も原則として裁判官と同一であること、以下給与制度の問題の所在を説明するに当たつては、裁判官を中心として述べることとするが、検察官についても、おおむねこれに準ずる趣旨である。こういう趣旨がずっとどこにも出ておるのである。だからあなたがいまは裁判官だけ上げる、そういう裁判官だけ上げるという理由がない。この法案の基礎となつておる臨時司法制度調査会の意見書は、すべて検察官もこれに準ぜよと書いてある。準ぜよといふことは、われわれが法律解釈をするならば、大体同一だ、八〇%でいい、七〇%でいいといふことではないと思つておる。準ずるといふことは、いわんやゼロなんて言語道斷だと思つておる。あなたは問題の整理の仕方として、これとこれとは切り離すといふもの考へ方の基礎は、検察官についてもおおむねこれに準ずる趣旨であるといふ基礎に立つておるかどうか、どういふことなんですか。

○山本利政府委員 それは一番最初に御答弁申し上げたように、最高裁判所の裁判官の任命というところ、検察官の任命というところと違いますが、検察官の任命については、やはりこの際裁判官の退職手当の増額というところをこの法案でお願いしておるわけでございますから、これが成立しました場合に、これに準ずるということであらうため、検察官の処遇ということが考えられるかも知れませんけれども、(横山委員「かもとは何ですか」と呼ぶ)それは将来のことでありますから、私は、ここで必ず提出いたしますというようなことは、いま申し上げかねるわけでございます。

○横山委員 ますます奇怪な話だ。そうすると、この法案はこの調査意見書とは関係なく出されておると認めていいのですか、どうですか。

○山本利政府委員 私は、関係があつて、この裁判官というものは非常に重要な職責であるから、それに対する待遇は十分考へるようにといい、いままで調査会あるいは審議会等の意見があると思うのでございます。それによつてこの法案を提出したわけでございますから、関係がないことはございませぬ。

それで、ただ私が申し上げますのは、いまの検察官の場合、検察官の処遇について非常に御理解のある、同情のある御発言をいただくことは、私は非常にありがたいと思ひますけれども、直ちにこの場合において同額にするとか、それに似た法案を提出するとかいうことを私から申し上げかねる段階であるということをお願いいたします。

○横山委員 そういう考え方がいかぬと言つてゐるのです。私は検察官に理解も同情も持つてゐるわけじゃないのです。けれども、公平という立場から論ずる。同時に、この司法制度調査会の意見書に法案の基礎があるならば、意見書はなぜ尊重されないかという立場から論じてゐる。そうですよ。あなたは意見書に基礎を置いてゐると言ひますが、その意見書には「検察官についても、おおむねこれに準ずる趣旨である。」と書いてある。けれども、あなたはこれはこれで上げてくれ、検察官については上げるか、上げぬか言へぬ、——そんなことじゃこの公平論は成り立たないし、この意見書の趣旨も尊重してゐることにならないじゃありませんか。

○山本利政府委員 繰り返しますように、私はどちらにも優遇されることを希望いたしますけれども、今度の法案を提出いたしましたのは、最高裁判所の裁判官というものの任命の形式が全く違ひ、いまの検察官の場合と同時にこれを計らうことが、その手続に及んでいかなかったということをお願いいたします。

○横山委員 この意見書に、任命の形式が違ひから、特に最高裁判官だけ上げるとどこに書いてあります。任命の形式というものは、あなたのほうがかつてにつくつてゐる理論であつて、この意見書の骨子を流れるものは、裁判官も検察官もおおむね同一に準ぜよということが書いてある。しかも、あなたがあくまでこの意見書に中心を置くというなら、また議論はどんどん発展していきまされども、それはその次の段階で言ひます。任命の形式、任命の形式と言つていらつしやるけれども、任命の形式が違ひから裁判官と検察官と給与の違ひがあつてよろしいというものは、どこにも書いてありませんよ。どうなんですか。

○山本利政府委員 法案を作成したり、この国会で御審議を願うのは、そういう意見書というものを参考にしたり取り計らうわけでございます。その意見書にも、必ずこれこれの法案を提出せよとは書いてないわけでございますから、十分その御趣旨をくみとつて、当局においては最善を尽くしながら進んでいこう、こういうわけでございますから、御了承くださいませ。私もこの法案に、あなたの言うように、こういう法案を出すということが書いてあるとは言ひません。この意見書の骨子となつてゐる給与の考え方は、検察官についても、おおむねこれに準ずる趣旨ということでは、あからゆるところに出てゐるじゃないかと言つてゐる。根本趣旨を曲げようとしてゐるじゃないかと

言つてゐる。この根本趣旨というものをあなたのほうに曲げて、この中からあれやこれや解釈をして、最高裁判官という問題だけをいま提起してゐる。私は、それをやつてはいかぬとは必ずしも言ひません。それならば、検察官について、なぜおおむねこれに準ずる趣旨をとらないか、処置をとらないか。あなたは検察官の意向を聞いたとおっしゃる。ほんとうに検察官が、最高裁判官だけ上げるならけつこうでございます、私もいいです。——口先だけでなく、腹の中ではないにそう思つておると、あなたはほんとうに信用していらつしやるのですか。どうなんですか。次官に聞いていますよ。

○山本利政府委員 いままでいささづつの関係に關しましては、係官からかわつて答弁いたしました。○横山委員 判断の問題じゃないですか。ちよつと待つてくだされ。判断の問題ですよ。経過を聞いてゐるのじゃない。政務次官として、検察官がほんとうにこの法案について、私たちはどうでもいいと思つておるとあなたは思つておるか。聞いてゐる。あなたの政治的判断の問題ですよ。○山本利政府委員 われわれのいままで関知しておりましたところでは、この問題に關する限りにおいては不平はないと私が考えたわけでございます。だから、今度は、この裁判官の処遇がきまりましてから後に、さらに検察官に対する処遇は考へられるかも知れません。

○横山委員 わかりませんはいかぬ。あなたがそこまで率直におっしゃるなら、なぜやりますと言ひないんですか。検察官の退職金もこの意見書の趣旨に沿つてやりますと、なぜ言えないんですか。それを言うのはあたりまえのことじゃないですか。なぜそれが言えないのです。あなたは初めのうちは語調も強く、これが終わつたら検察官もと言ひながら、みんなが、そうか、それじゃ政務次官はやるつもりだと思つていたら、やるかも知れません、——それじゃ、最初のことはば何に

もなりません。大体考へてもみてくだされ。検事と裁判官と弁護士と三位一体となつておる。それだけの任務がある。そして意見書では、検察官も同一であるから裁判官に準ずるものとされてきた。したがつて、これからは「裁判官を中心として述べることとするが、検察官についても、おおむねこれに準ずる趣旨」と書いてある。書いてあるならなぜそれをやらぬか、きょうやらなければあしたやるとなれば約束がでないのか、それを私は言つてゐるんじゃないやしませんか。それをやるような顔をしておいて、最後の議事録には、やるかもわからぬ、——そんなことでは答弁になりませんよ。やらぬならやらぬとはつきりおっしゃい。

○山本利政府委員 そういふことはよく検討しなければわからないことではございます。(横山委員「書いてある、わからないことではない」と呼ぶ)それは意見書であります。その意見書についてどの程度ついていけるかということ、私個人としては、あなたのおっしゃるお気持ちと私は違つたことではないと思ひますけれども、役所として必ず次にやります、——そうしたら、あのときにも必ずやると言つたのに、いつやるか、出さないかというところになりますから、それで現在の私の立場上、これは将来の問題であると申し上げるだけのことではございません。

○横山委員 私は、政務次官の答弁に納得しません。本件につきましては、この意見書に沿つた、検察官についても、おおむねこれに準ずる趣旨をとるかとならないか、第一のこの問題を解決しない限り、私は本法案の通過に賛成ができません。これは政府においては、本問題について政府の統一見解をひとつ出してもらう。やるかやらぬかわからぬなんてばかなことを言われて、それで納得してくれといつても、私も納得できません。これが第一点。

第二番目の問題として、それでは法案作成の手続の中で、最高裁は、下級裁判所、高等裁判所並びに地方裁判所の裁判官の処遇についてはどう考へるか、それをお伺いします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 先ほどから御質疑もございましたが、横山委員に現在の最高裁判所の制度ということを御説明申し上げる必要もございませんので、省略いたしますで、全く事実関係について申し上げたいと存じます。

高等裁判所、地方裁判所判事全部が、最高裁判所の裁判官がきわめてすぐれた人であつてほしいという希望、さつき横山委員が御発言になりました。たいわゆる三位一体をもつて最高裁判所の裁判官の構成がなされなければならないという点については、非常に強く希望をいたしておるところでございます。実際の現実の裁判所の構成といたしまして、現在学識経験者が六名、その中には最高検察庁の次長検事からお見えになった方もございますし、また高等検察庁の検事長からお見えになった方ももちろん含まれているわけでございます。学者からお見えになった方ももちろんあるわけでございます。これらの学識経験者が六名、弁護士会からおいでになった方が四名、それから裁判所から入った者が五名というようなかっこうでいわれておるわけでございます。下級審の全裁判官が、最高裁判所の裁判官はわれわれの非常に尊敬できる、そして非常に学識経験があつて、法律知識に豊かな方をもつて構成されてほしい、これは全裁判官の希望するところでございます。現実の問題といたしまして、最高裁判所では、長官所長会同ないし長官事務打ち合わせというものを年に合計いたしまして三回ないし四回いたしておるわけでございます。今度の退職手当の特例につきましては、この長官所長会同でも話し合ひがございましたし、また長官事務打ち合わせ、これは昨年たしか三回やつたと思いますが、そのつどこの話が出ておりまして、何とかそういう特例法案が成立されてほしいものだ、それによつてやはりいい方が最高裁に集まつていただきたいという一致した希望がございまして、われわれの裁判所の内部といたしましては、最高裁判所の裁判官にこの特例による退職手当が出るということについては今体が賛成いたしておるのが現実の事情でございます。

५०

○横山委員 私は最高裁判所の裁判官を何か神聖化し、そしてもうこの世の中で一番りっぱな人々が集まっておるといふふうに考えるのは、この際避けたいと思うのです。それはそういう仕組みで人物意見ともにりっぱな人を集められたというふうに私は期待したいのでありますが、しゅせんしかし人間であります。なかなかこの最高裁判所の裁判官のあり方について、歯にきれを着せずに議論をする機会がありませんから、遠慮なくこの際申し上げたほうが私はいいと思います、そのことが最高裁判所の裁判官の皆さんに他山の一石になることを希望するがゆえに。あなたの言うように世の中で最もりっぱな人が集まって、最もりっぱな仕事をしておって、もうほんとに神さまみたいな人だというような言い方は、私は納得しません。同時にあなたのおっしゃるように、下級裁判所の裁判官なら裁判官が、それはけっこうなこととございますと言う真意というものがどういうものであるかということを私が想像をしてみますと、きに、下級裁判所の裁判官一同諸君も結局今日の裁判官の給与なりあるいはその他の処遇について共通したものを考える。つまり裁判官の職務をするのにふさわしい給与条件にないということ、そして非常に多忙であり煩瑣であるということ、そういう共通の基盤があるからこそそういうことともう言えたと思うのです。ひるがえって言うならば、その人々自身も実は、最高裁判所のことを言えば、だれかがおれたたちのことも言ってくれんといふ期待感が潜在していることは私は当然だと思ふ。したがいまして、最高裁判所の裁判官だけが退職金が乏しいがゆえに有能な人が集まらないという立論があるようでありますが、そんなら、下級裁判所の裁判官の退職金はきわめて妥当であつて、有能な人が続々集まっておる状況であるか、どうなんです。

○矢崎最高裁判所長官代理者 私先ほど申し上げた中で、退職金が高ければ有能な人が集まるといふような趣旨だけにお聞き取りいただくと、これ

は私の表現のしかたが非常にまずかったと思うわけでございます。現在の最高裁判所の裁判官のお仕事を覚えておりますと、六十以上七十に近いお方たちが、これは部屋に何うとわかるのでございませうけれども、机の上に記録を三尺も四尺も積んで、その記録に一目を通して、十分に読んで、そしてそれに基づいて合議をし、いろいろと考え、考えて、苦しんで、判決をしておられる。それが下級裁判所の裁判官から見ますと、ずっと年配のお方で、しかも法律的経験も豊かなお方たちがやっておられるわけございまして、そういうお方に対してはやはりできるだけ退職手当を十分差し上げて、退職後も最高裁判所の裁判官にふさわしいような生活がおできになるよう、そういう点の若干の考え、考慮があつてよろしいのじゃないかという考えは、やはり下級裁判所の裁判官全体が持っている考え方でございます。もとより下級裁判所の裁判官につきまして、その報酬体系ができるだけいまいちよくなるよう、これは全部の裁判官の希望しておるところでございますし、またわれわれもぜひともよくありたいという点については十分協力しなければならぬというように感じておるわけでございます。

○横山委員　そうしますと、退職金が少ないから集まらないわけではない。また、あなたはおっしゃいませんでしたけれども、生活に困っているから裁判官が集まらないわけではない。要するに、あなたのことを端的に表現すれば、一生懸命老人がやっていらつしやるからお気の毒だから、それにふさわしい退職金制度をとりたいということころらしい。そうですね。ことばじりをつかまえるわけではありませんが、いま一番この経済情勢の中で物価高に苦しんでおる、何はともあれ生活をしなければならぬ、何はともあれ女房子供を養っていかねければならぬということが、私は最も優先しておると思つたら、別に生活に困っているわけじゃない、その労働環境にふさわしい最後の生活を送ってもらいたいからだ、そういうことらしいですね。それじゃ私はちつとも切実感がない。

積極的に退職金を増額しなければならぬという積極的な必要性というものがない。それはただって一生懸命にこの世の中で働いています。歯にきれを着せずに言うならば、最高裁判所の裁判官がちゃんとおうちをもらって、書記官、秘書、部屋をもらって、仕事は調査官が全部をやって、それを目を通してこはあかぬ、こはあかぬと言われるだけで、とは言いませんよ。そういう話が一部にありますよと言います。だから私は、もしも生活に困るとか、あるいはほんとうに退職金が少なくて集まらぬとかいうならばまだ切実感もあるけれども、ひとつふさわしい退職金をやってくれというならば、もっと優先になさるべきこと

がありはせぬか、下級裁判所の職員はそれじゃ五十五になって——最高裁の裁判官はお幾つでやめになるかわからぬけれども、少なくとも五十五でやめになる人はいませんよ。五十五でやめて、また子供のために働かなければならぬというような人が裁判所職員の中には幾らもあるわけですね。それらの退職金をはうっておいていいのですか。それらの老後の生活保障は考えぬでもいいのですか。やめてから食うに困ることを、まず最初に考えなくてもいいのですか。一体退職金というものはどういふものだとなたはお考えですか。わが国における退職金の理論というのは、どういふ理由で退職金を支給しておるのか、その理論的根拠、退職金の定義を聞かしてもらいたい。

○矢崎最高裁判所長官代理者　これは法務省のほうで答えになる問題と存じますが、最高裁判所の裁判官の關係だけについて申し上げてみたいと思います。

先ほど来私の申し上げておりますことは、要するに最高裁判所の裁判官にできるだけいい方がおいでになっていただきたいということと、そして最高裁判所へ相当の年配を経ているらっしゃったその功績に対してお報い申し上げたいという二つの面から実は申し上げていたわけでございます。

それで、先ほど来最高裁の裁判官が、調査官がやったことをそのままするような仕事ではないか

○秋吉説明員 お答えいたします。
退職金が法律立法事項になっているかどうかと

○秋吉説明員 勤続報償、功績報償というのをご
ざいますが、全く功績報償の要素がないとは申し
ませんけれども、現在の法律の体系の中では、ど

高裁の裁判官の場合には、特に弁護士出身の裁判官の場合には、常識的に考えましてもどうも退職金の額は少ないという実態でございます。したがって、やはり最高裁の裁判官の方々に付いての統統報償というより功績報償という面は、十分注目しなければならぬという観点に立ちまして最高裁のお話を承り、私どもそのように考える

しております。またそのようにも一面は考えられる面もあると思います。御指摘のように、給与の面につきましては、裁判官報酬と検察官俸給というのはほぼ類似した形になっておるのは御指摘のとおりであります。そこで退職金についてセパレートする理由でございますが、また私どもは裁判所なりあるいは法務省から御意見を承りました

際の立論の假定といたしまして、やはり最高裁の裁判官については検察官の分野と違い、また下級裁判所の分野と違って、そこには最高裁としての特殊のファンクション、特に憲法機関としての最高裁の裁判官の機能というのは、その重要性、これは十分注目しなければならぬという一点は強調されました。

それからもう一点は、やはり最高裁の裁判官の方々の相当数の方々は民間からお入りになって、しかも短期でおやめになるといふ、これは任用の実態というのが検察官とは非常に違ってくるという問題がございます。その他いろいろな点を勘案いたしまして、もし検察官までということになりますと、たとえて申しますと、同じ検事総長の三十万円、それからそのほかのいろいろの方々の国務大臣の三十万円も同じじゃないか、いろいろの議論になってまいります。それはそれといたしまして、先生の御指摘のように検察官と裁判官は非常に類似性のあることは御指摘のとおりであります。しかしそれがやはり同じ特別職あるいは一般職の中でも最高裁の裁判官という特殊の地位に着目いたしまして、今回の措置をとった次第でございます。

○横山委員 わかったようなわからぬような御答弁で、あなたの御意見がもっとも入っておられ、そういうことらしいということなので、これはあなたの意見も率直に開陳をさせていただくことができないうでありますから、あわせて伺いをするのですけれども、いまの国家公務員の退職金規定の最近の改正はいつでありますか。

○秋吉説明員 小幡な改正はもうありませんが、先生御案内のように大幅改正は三十四年だったと思ひます。これは御指摘のように、国家公務員共済組合法ができましたその際に大幅改正をいたしております。

○横山委員 たしかあのときは私も大蔵委員会に担当をいたしまして、改正年金の問題とあわせて議論をした経験がございますが、三十四年から今日までに大蔵政府の統計を見ましても、三十五年

を一〇〇といたしますと、四十年は大体一五〇に物価が上がつておるとは御存じのとおりであります。一四七でありますか……。三十四年にきまりました国家公務員の退職金規定が、もう物価その他の条件からいって改定すべきときであると考へられますが、担当者としてどう考へになられますか。

○秋吉説明員 御指摘のようないろいろな問題があるかと思ひます。今回退職手当の所管が大蔵省から総理府の人事局に移管されました、それを機会というものはなほ失礼かもしれませんが、虚心たんかいにいろいろ検討してまいりたいと思つております。つきましては、何と申しまして先生御指摘のように、退職年金との関係が常に問題になります。御承知のように、厚生年金と共済年金との関係から申しますと、やはり公務員が制度的に優遇されておる関係もございますが、ともかく一番のよりどころというものは、民間の退職金はどうかして十分注視しなくてはならぬ問題であります。そういう点もあわせて、虚心たんかいに十分ひとつ鋭意検討を続けてまいりたい、かように思つております。

○横山委員 念のためにあなたに申し上げておきたいのでありますが、今回相続税の基礎控除が、たしか五百万円までが無税だったのが今回の法律で一千万円までが無税になったのです。あなたは退職金の税金に一応関係がないセクションではあるけれども、しかし相続税が一千万円まで無税になるとするならば、退職金は当然これに匹敵して税金が下がるべきだ、私はこう思つておる一人でありま。私どもの考へからいへば、相続税といたうものは一生涯働いてその人が死んだ、死んだあとに妻がどういふふうな生活するかというやや人情論的なものから出ておる、しかし退職金の問題はそうではなくして、その人が一定期間働いて、それからまた今日の状況では新しい仕事に転進をしなければならぬ、晴耕雨読はなかなかできない今日においては、それをかたにして、それ

では生活できないから、さらに仕事をしてもやっていかなければならないという生活でありま。すから、むしろ相続税の減税よりも退職金の減税のほうが優先すべきではないかと思つておるわけでありま。それは大蔵委員会におきまして累次議論をし尽くしておるわけでありまが、しかしそれは退職金の減税の面でありま。退職金の額をふやすという意味においては、私はこの一般論については賛成なであります。ですから、最高裁の裁判官の退職金をふやすこと自身については決して私はいかぬというわけではない、問題は公平論なであります。なぜ一体検察官だけが捨ておかれていいものか。三十四年以来物価が五割も上がつておるのですから、退職金の値打ちも半分以下落つておるわけだ。そういうときになぜ国家公務員の退職金が放置されてよいものか、そういう均衡論からいっておるのです。先ほど法務省や最高裁の諸君の話を聞きますと、検察官はこれで納得しておるとあるいは地方裁判所の裁判官はこれで納得しておる、こゝろ言ひます。けれども、労働組合があればそんなことはおきません。労働組合がない上意下達の機能の強いところだから、鳴かぬホタルが身を焦がすということがどうしてわからないのかという、繰り返し言つておるのです。あなたも退職金の所管の方だつたら、私は二つの点について注意をし、最善の努力をしてもらわなければならぬ。

一つはいま言つた均衡論であります。六・五倍、他に比較するならばまさにべらぼうもない増額、これだけのべらぼうもない増額が——率直に言うけれども、生活に困つておるわけじゃない。退職金が少ないから裁判官になり手がないわけではない。要するにそれは先ほどのお話によれば、功績の報償であるという。功績の報償ということにそれほど緊急性があるかというのを私は言うておるわけだ。したがうして、もしもこの最高裁判所の裁判官の退職金をかくも増額をするものであるならば、退職金の所管であるあなたのほうで、他の問題について一言なかるべからざる

ころではなからうか、そしてそれについて提案が何か当然アドバールンが上がつてしかるべきところではなからうか、これが第一であります。

第二番目には、ここで退職金の性格が変わるということ。この退職金の性格は、最高裁判所の裁判官であるからとあなたは前提をしいられるようだ。しかし、この理論がもし退職金の中へ、少なくともこの功績報償が理論的に認められるというのであるならば、何も最高裁判所の裁判官ばかりじゃないという議論もあり得る。そうでしょう。そうだとするならば、このわが国の退職金の理論の中にほとんどなかった功績報償の理論がここに導入されるということ、理論的にはきわめて私は重大なことだと思ふ。私もあなたのおつしやるように、勤続報償といふは、勤続報償という意味は、少なくともその背後に給与のあと払いという意味があり、そして長らくつとめた人が多いというところは、要するに老後の生活保障という意味、つまり生活にたがっておる退職金という性格がきわめてわが国は強いと思つております。よその国に退職金はない。わが国にあるのは、そういう理屈があるからこそ、わが国にそれだけの存在する独自の必要性がある。しかし、いまここに功績報償という理論がかりに出るならば、わが国の退職金制度及び計算のあり方について非常な変革が起きる。もしもこれを一般の退職金の中へ導入するようになるとしたら、ごうごうたる反響や反対が私にはわき上がると思ふ。最高裁判所の裁判官だけにいって、理論的には、裁判官だけにという理論は私は当てはまらないと思ふ。

この二点について、ひとつあなたの見解を伺いたい。

○秋吉説明員 やはり現在のたてまえは勤続報償をたてまえとして運営されておるし、ただその勤続報償が強調されておるために、最高裁判所の裁判官の功績報償がどうしてもうまいかないという点をカバーする意味で、今回の措置をとつたわけでありま。やはりあくまでも根幹は、現在の

それから、税の均衡論のお話がございましたが、御指摘の点、担当部局にお話をいたしましたし、私どもも検討をさせていただきたいと思ひます。

それから、全体の均衡論のお話でしたが、私ども、均衡の問題については、御注意されるまでもなく十分配意しなくてはならない問題でございますが、今後民間等もいろいろ検討いたしまして、虚心たんかいに退職手当の問題に取り組んでまいりたいと思います。

○横山委員 その次の問題として、私はこの臨時司法制度調査会の意見書をもつづさに見たのですが、「第七章 裁判官及び檢察官の給与、ずつと精読をいたしますと、『給与制度の改善合理化』」第二に「退職手当及び退職年金制度の改善」として二つのことをあげている。一つは、「弁護士から二つのこと（最高裁判所の裁判官を含む）又は檢察官となつた者が退職した場合に支給する手当について何らかの優遇措置を講ずることを考慮すること。」第二、「弁護士から裁判官（最高裁判所の裁判官を含む）又は檢察官となり、一定期間在職した後退職した者についての共済組合年金制度の特例を設ける等の措置を講ずることを考慮すること。」

まさに結論としてはこの二点にしかすぎない。問題の所在その他についてはいろいろなことが書いてあるけれども、ここでこの意見書の結論ともいへべき点は、まさにこの二点に要約されておる。この二点はすべて弁護士から裁判官になる、その裁判官というのは「最高裁判所の裁判官を含む」でありますから、普遍的裁判官である。下級裁判所の裁判官を中心として「最高裁判所の裁判官を含む」である。この書き方というものは、決して「最高裁判所の裁判官を中心にしたのではない」わけでありませう。一般の裁判官であることに對して……。第二番目には、最も中心をなすのは、弁護士から裁判官になった者、弁護士から検察官になった者、こういう在野の弁護士が裁判官になったときに損するよ、これを何とかしろと書いてあ

るだけである。現在の国家公務員から裁判官になった者についての退職金について特筆大書したところはないのです。この意見書の趣旨は一体どうなんですか。ここが中心であるにかかわらず、出てきたものは、ネコもしゃくしもだ。そう言っちゃ悪いけれども、まさにネコもしゃくしも、とにかく最高裁判所の裁判官の待遇を改善する。ひどいじゃないですか。こういうような結論をうまいことまるめてだんごにして、そうしてずっと出したというひきょうのそしりを免れない、そう考えるが、いかがですか。

○鹽野政府委員　ただいま御指摘のとおり、臨時司法制度調査会におきましては、この意見のうちに、弁護士から裁判官あるいは検察官になった者についての退職金あるいは退職年金について特別の配慮をするようにという意見が出されているわけでございます。ところで、今回の最高裁判所裁判官の退職手当の特例法は先ほどから申し上げておりますとおり、最高裁判所の裁判官の地位の重要性なり特殊性なり、あるいはまたその任用の灾情というところから見て、最高裁判所の裁判官につきましては退職手当について特例を設けることが相当であるというふうな判断のもとに、この法案が構成されているわけでございます。そ

ここで臨時司法制度調査会でも指摘しておりますとおり、弁護士から裁判官、特に最高裁判所の裁判官におなりになる方につきましては、任用の実情を見てもおわかりのとおり、相当の年配に達しておられる方が最高裁にお入りになるというのが実情でございます。したがいまして、現在の退職手当法の形から申しますと、先ほど秋吉参事官から御説明もございましたとおり、勤続報償的な性格が非常に強いために、最高裁へ弁護士からお入りになった方につきましては、勤続年限が短いという関係でおのずから退職手当も少なからざるを得ないという形になっておりますので、それを今回どのような最高裁判所というものに着目いたしました、特別の退職手当の率を考えるということになりました。これはただいま申しましたような勤

統報償的な性格から功績報償的なものに重点が移つてまいります関係で、これらの弁護士出身の方々につきましても、特段の増額が出てくるわけでございまして、この面におきまして、臨時司法制度調査会の意見の一部を実施することができた、かように考えているわけでございます。

それから、下級裁判所あるいは検察官になった者についても同じように意見が出されているんじゃないかということが問題の中心になってくるわけでございますが、退職手当あるいは退職年金というものの性格でございますが、退職手当につきましては、先ほど来秋吉参事官からいろいろ御説明がございましたとおり、老後の生活の保障であるとか、あるいは勤続報償であるとか、あるいは功績報償であるというふうな考え方があるようでございますが、いずれの考え方をとりましても、弁護士からお入りになったという事情だけではなく、特別の退職金をつくり上げていくということは非常にむずかしい問題があるように考えられるわけでございます。弁護士から来られた方、あるいはその他の方面から入られた方、いずれも退職後の老後の生活の保障とか、あるいは勤続報償の点はもちろんございます。功績報償というような点も考えまして、その間に、特別の差は考えられないという問題と解するのにか、またもう一つの例を申し上げますと、たとえて申し上げますと、池田克裁判官でございますが、この方は約二十八年間検察官をなさっていらつしやいました。それからおやめになりました八年余弁護士をなさいますので、そして弁護士生活の後に最高裁の裁判官におなりになったわけでございます。それからまた、初代の長官の三淵忠彦長官でございますが、約十八年間裁判官をなさっていらつしやいました。それからおやめになりました、今度は弁護士の登録はなさらなかつたようでございますけれども、二十二年間ほど会社の顧問をなさり、それから裁判官におなりになったわけでございます。それからまた小林俊三裁判官でございますが、小林裁判官は三十二年間弁護士をなさいますので、それから今度高裁長官におなりになりまして、約四年間高裁長官をやられたことになって、その後高裁の判事に

でございませう。この問題を解決いたすために
は、なおいろいろ重要な検討を重ねなければなら
ないというふうに考えておるわけでございませう。
○横山委員 この意見書のように、弁護士から裁
判官、または検察官となつた者についてののみこの
特別立法をすることは技術的には不可能ですか。
○鹽野政府委員 ただいま検討の段階でございま
すので、不可能だといふふうに申し上げるわけで
はございませんが、いろいろむずかしい問題があ
るといふことは申し上げられると思ひます。
○矢崎最高裁判所長官代理者 少し裁判官の実際
について御説明申し上げたいと存じますが、なか
なかむずかしい問題がございします。たとえて申し
上げますと、高木常七裁判官でございしますが、高
木常七裁判官は六年三月月ほど検事をやつておら

とその間退職金はもらい、商売をやって、報酬を得ているわけだ。私の言うのは、この意見書の二項について、弁護士から裁判官になった者が退職する場合に關する退職手当について、別途方法を考えれば考えられるはずだ。きわめて簡単です。どうですか。純技術的に聞きますけれども、秋吉さん、それはむずかしいことですか。そういういまお話しになった例は、現在の退職金の法律で幾らでも理論的に解決ができています。技術的にはむずかしいことはいないと私は思うのです。どうですか。

○秋吉説明員 どこでどのように割り切るかという問題に……。横山委員 金をもうけ、退職金をもらっているのだから関係はないと（呼ぶ）私から御答弁するよりか、関係の第一次的な責任の主管庁から適切な御説明をいたしたほうがよいと思います。

○横山委員 要するに、よう答えぬ。あの人は専門家でですから、これぞと思うときには必ず答弁をするものです。それをよう答えぬ。こんな簡単なことは、わざわざ問題をむずかしくするよりも、その当時退職金をもらつてやめ、自発的にやめたのですよ。首切られたんじゃないのですよ。弁護士を開業して、弁護士で報酬をもらつて生活し、そうして望まれて、自分も了承してまた裁判官になつて、きわめてきちんちんと話がついていないじゃないですか。だから、もしやるとするならば、今度は弁護士から裁判官になつたときに、退職金規定の特例をそれのみ開いて、そうして一年についてパーセントを多くすれば、それで話は済むわけだ。きわめて簡単なんです。何がむずかしいか私にはわけがわからない。それをあとの退職金をどうやって計算するか、もうけたはずの弁護士の開業については目をつぶろうといううしろ向きのことをあれやこれや考えるからややこしいだけの話で、私はちつともややこしいとは思ふ。ところが、この二項目を中心にして、これはいいことを書いてあるが、ついでにひさしを貸しておもやを取ろうという。出てきた法案はひさし

じゃないのです。この二項目じゃないのです。おもやなんです、ひさしのはどうにかなくて、おもやのは六・五倍で、がたんとこういふことになつてゐる。何のための意見書か、何のための議論を書いたのか、意見書を書いた人はどう考へてゐるのか、おれたちの出したことはすりかわつて、何だか妙なほうへ発展してしまつて、そうしておもやのほうへがたんと上がつて、ひさしについては、妙なおつき合ひだけれども、おまえの名前は書いたぞと。しかも、下級裁判所や高裁や地裁の裁判官ははうりつばなしである。そうして檢察もはうりつばなしである。これを書いた人は一体どう思つてゐるのか。これを書いた以上は、この意見書は、臨時司法制度調査会の中に、専門委員だとか、あるいは幹事だとか、あるいは書記で法務省の人も入つていらつしやると思ふのですが、おそらく鹽野さんあたりも責任の一半は免れがたい人じゃないかと私は思ふ。あなたは、良心があつたらこんな法案は出ないはずですよ。最高裁から言われたからというので、それで負けたというならば負けたと正直におしやい。けれども、その間あなたに一片の良心があるならば、この意見書をたてにとつて、少なくとも檢察官や下級裁判所はどうなるかと一言や二言は言つたでしよう。言わなければいけません。言わなければおかしいですよ。そういう点について、しやあしやあとして本委員会でも、全然御意見はございませんでした、円満に了解してこの法案は提出されております、この意見書に矛盾することは何らございませんと云ひ張るつもりですか。どうですか、鹽野さん。

○鹽野政府委員 臨時司法制度調査会の意見書に御指摘のような項目があることは、そのとおりでございます。しかしながら、今回の法案は先ほどから申し上げておりますように、最高裁の重要性、特殊性、それから任用の実情ということから出発いたしましてこの特例法になつたわけでございます。この特例法のような考え方をいたしますと、弁護士からお入りになつた方につきましては、

も、從來で――從來と申しますか、現在で申しますと、勤続年数一年につき百分の百でございますから、五年おつとめになりまして約百五十万円の退職手当である、こういうことになるわけでございます。今回の特例法の率によりまして、五年間約一千万円ということになりますので、その面におきまして、臨時司法制度調査会の意見を少なくとも一部につきましては実現することができたというふうに考へてゐるわけでございます。

○横山委員 私があなたに言つたことは、もう一べん聞くけれども、過程においてそういう不満やそういう意見があつたのではないか、こういうことをもう一べんあなたに言わせる機会を与へたのですが、そういう経緯や過程についてはお話はできませんか。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕
○鹽野政府委員 今回の法案の趣旨、内容は先ほど申したとおりでございます。この最高裁判所の重要性、特殊性というのから見て、最高裁判所の裁判官について特別の措置をとるといふことにつきましては、檢察側におきましても特段の異論はないというふうに考へております。ただ御指摘のように、最高裁判所のほうは、そういう特別の手当がなされた、それでは從來給与面においてはほぼ同じ、準じて取り扱われてきた檢察官のほうにつきましては、何かそういうふうな特別の配慮は行なわれないのかというふうな考へ方は、確かに檢察官のほうにもあると思ひます。それは從來給与面と同じように進んでまいりましたので、今度は形を見ますと、最高裁判所の裁判官についてだけ退職手当の特別の措置が講じられてきたわけでございますから、人情の自然として、そういうふうな感じが出てくるのは当然であらうと思ひます。しかしながら、何回も申し上げておりますが、今回の措置は最高裁判所の特殊性というところから出発した考へ方でございますので、この考へ方をすぐに檢察官のほうに及ぼして行くというわけにもいかないと考へるのでございます。檢察官につきましては、臨時司法制度調査会でも指摘

しておりますように、裁判官の独自の給与体系というものを考へると同時に、檢察官についても独自の給与体系をさがし求めていくべきだといふ趣旨の意見が出てゐるわけでございます。從來は、裁判官、檢察官といふものは、ほぼ同じに並んで給与が定められてゐるわけでございますが、職責の内容は明らかに違ふのでございます。その職責の内容の違ふ裁判所の、憲法上、最高の機関である最高裁判所についての特別の手当をいたしたわけでございます。その考へ方から申しますと、その考へ方自体をすぐに檢察官に持つてくるというわけにはいかないわけでございます。その面につきまして、檢察官につきましては、別途檢察官としての職務の特殊性というものに着目して考へ方を整理し、検討を進めていくということが必要であらうというふうに考へてゐる次第でございます。

○横山委員 私は、法案を通すのあまり、やはり歯にきぬを着せてお話をなさつてゐることにどうしても釈然としない。ですから先ほど第一点として、檢察官に対してはどうするかという点を明示しなければ私としては本法案に納得できません。その統一見解を政府側が出すことを要求いたしました。第二番目に、直接な本身でこの問題について關係をいたします最高裁の責任者の出席を委員長に要望したいと思ひます。この点については委員長の手元でお取り計らいをお願いいたしますが、いかがでございますでしょうか。

○大竹委員長代理 いま委員長、ちよつと席をはずしておられますが、やはり理事会で、あとで協議していただきたいと思ひます。
○横山委員 わかりました。理事会で十分に本員の意見を取り入れられまして、最高裁の責任者の出席をお取り計らいをお願いいたします。この新聞記事をべん御披露いたしますが、前文は省略しまして、「二度のお勧めだから、退職金を二回もらうのは当然としても、かりにある高裁長官の退職金を一千万円としよう。これだけの退職金を支給されるには、四十年もの長い裁判官の経歴

が必要なら、この人が最高裁入りすると、五年間でそれに見合う退職金が支給されるというアンバランスも生まれる。同じ裁判官を志しても高裁で退官する人と、最高裁入りした人とは、退職金のへだたりはまったく歴然としたものになり、問題があるようだ。それに対して矢崎最高裁人事局長のお話では「最高裁裁判官は下級裁判官の終着駅ではなく、あくまで別格という考え方で退職金にも特例を設けた。任命制度の違い、違憲判断の最終決定機関であること、国民審査の対象であることなどから、ほかの裁判官と一線を引いてよいと思う。とくに在野の優秀な人材を求め、このままの退職金はあまりにも低すぎた」という談話を矢崎さんは言っておられるのですが、このいま例示をいたしました四十年で一万万円、五年で一万万円という計算はほぼ間違いないですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 この記事は私のほうで提出した資料とかそういうものではなくて、独自にお書きになったようでございますけれども、高裁長官の退職金一千万円というのはおそろしく三十年ぐらいいはないかと思うのでございませう。それから五年間最高裁の裁判官をおつとめになった方が税をこめて一千万円ということはそれとおりにしたいと思います。

○横山委員 そうすると高裁及び地裁の裁判官と、最高裁の裁判官との間に、非常な格差の隔たりをつくることになるのですが、それがもし筋の通った話だとするならば、本来それは退職金で整理すべきでなくして、給与で違いを出すべきではないか、こういう考えが妥当だと思うのですがいかがですか、なぜそれが退職金でなくてはならぬのか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 確かに横山委員のようなお考えもあることと存じますし、また理由もおりになることと存じますが、私どももいたしましては、かりにこれは下級裁判所の裁判官から裁判官になった方というのを仮定いたしますと、下級審の裁判官で三十年おやりになられた裁

判官等について考えますと、これは一般の国家公務員と全く同じような扱いを受けるということとはやはり当然のことではなからうか。で、最高裁の判事は下級審の裁判官から申しますと全く別格なものでございませう。いわば一般の裁判官は、最高裁の裁判官にならうというようなことを考えている方はほとんどないというのが実際の現実でございませう。高裁長官とか高裁の裁判官になるというようなことについては、ある程度の考えをお持ちになる方もあらうかと存じますけれども、最高裁の裁判官になるということは、一般の裁判官としてはとても考えていない、ほんとうの偶然にそういうような機会が与えられるというように、実際の現状でございませう。最高裁の裁判官は国民審査の対象になりますわけで、国民審査で審査を受けてバツテンが多くなりますと、当然罷免されるというふうな特別の憲法上の地位にあるものでございませう。したがって、これについては、先ほど申し上げましたように特別の扱いをしても差しつかえないのじゃないか、その別の扱いと申しますのは、ただいま横山委員からお話のございましたような線もございませうけれども、しかしやはり退職金の特例による功績報酬というところも当然考えていいと思われませう。それで私どもといたしましては、これによるのが現在のところ一番最適ではないかと思つたわけでございませう。

○横山委員 この点も私は意見を保留します。その御答弁に納得できません。矢崎さんのような、ここに新聞で書いてあること並びに先ほどの議論が正当であることと並び、当然これは労働に見合う給与という意味において、給与こそ改善するべきであって、退職金で改善するべき筋合いのものではないという点であります。

それからその次に、先般も坂本委員も質問されたのでありますが、聞くなら最高裁判所の裁判官は五・五・五という一つの終戦以来の原則がある。で、提出されました現在の現職者は、弁護士が三、あなたのほうの主張では四だという主張だそうであります、それにしても一人足らない、

堂々と前歴に弁護士とつたえなないのですから。それならなぜ弁護士と書いてこないかというのでありますが、その五・五・五という比率が破れておること、私どもの経験からいいますと、このメンバーの中にどうしても労働について理解のある、最近続出したします労働問題について理解のある人が皆無ではないか。こういうことはどういふふうに通定をされるか。それはもちろん人格、経歴、いろんなことから議論をせられると思うのでありますが、少なくともこれほどわが国において労働問題が重要であり、最高裁で判断をする機会がきわめて多いのかかわらず、労働問題の権威者がいないというのはどういふことであるか。選定が五・五・五という意味は、ある程度このそれぞれの各層からという意味があるとするならば、これはおかしいではないかという二点について御意見を伺いたい。

○鹽野政府委員 最高裁判所の長官につきましても、御承知のとおり内閣の指名に基づいて天皇が任命するということになっております。その他の裁判官につきましても、内閣が任命して天皇がこれを承認するということになっていくわけでございます。したがって、この点は内閣の重要な人事でございまして、私ども法務省といたしましては、直接これに関与してない次第でございませうが、内閣の任命はおそらく任命がえと申しますか、定年退官されたとか、その他の事情で退官された裁判官のある場合に、その段階で最も適当と思われる人を選んで任命するというふうな手続になつていくことと存じます。

そこで各分野の比率の問題でございませうが、これは御指摘のとおり最高裁判所の発足のとき、ただいまおっしゃいましたような割合になつていたわけでございませう。しかしながら最高裁判所の裁判官の任命につきましても、御承知のとおり裁判所法に、識見高く、法律知識が豊かで、年齢四十歳以上の者というのが任用の資格でございまして、ただそのうち少なくとも十人は十年あるい

は二十年以上法曹の経験を持った者であることが必要だということになつていくわけでございます。で、その裁判官の分布と申します比率、先ほど御指摘のようない比率がどうでなければならぬというのではないでございませう。そこで任命がえのつど、最も適任者と思われる人を任命していくという手続になつていくわけでございませうが、ただ任命の際には、やはりいわけゆるキャリアの裁判官のほかに、在野法曹と申しますか、弁護士の経験豊かな方あるいはまた検察の経験を持っている者、さらにはまた大学で長年教授をしておられたとかいうような方々が、常にある程度の数は入つていくようになっております。そうすることによって各方面の経験というものが最高裁判所の審判の中に反映していくというふうな配慮がとられているのが従来の慣例となつていくものと考えられるわけでございませう。

○横山委員 あなたは内閣の任命だから私は知らぬと言いがら、いろいろこまかい話をなさるのですけれども、内閣の任命であつても、この種の問題については内閣では法務省がある程度話をするんじゃないですか。実際問題としてそうでしょう。どうですか、うんと言えれば次の質問に移ります。

○鹽野政府委員 これは先ほど申しましたように、内閣の任命でございませうので、補佐機関は内閣官房でございませう。ただ内閣の任命でございませうから、法務大臣も国務大臣として当然これに関与するわけでございませう。その意味で法務大臣がいろいろこれについて、いわば司法制度に関係の深い大臣として意見を述べることがあるかと思ひます。しかしながら、私どもは直接それに関与いたしておりません。

○横山委員 そうしたら次回はこの件について法務大臣の出席を求めます。少なくとも、私はこの中でいまチェックをつけてみますと、五・五・五が全く破れて、私流にチェックをつけますれば、判事、検事関係から八人ですか、弁護士が三名、学識経験者が三名ですか、まさに弁護士も学識経

驗者もだんだんすみっこに追いやられて、古手官僚が幅をきかす、政府が任命するのだからまあまいことやれる、こういうことになっておると私は思うのです。それから先ほど言った労働問題に対する権威者は、この中でだれですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 各裁判官それぞれその当該事件につきまして、労働問題の行政事件、あるいは民事事件、刑事事件について十分それぞれ検討して、裁判をいたしておるというように私は信じております。

○横山委員 それはいいさいのいいことですよ。最高裁の裁判官だったらどんなことだってやる、別に権威者でなくたってやれるよということとはそれはいいさいのいいことです、私は例を引くのは避けたいと思うのだけれども、先般国会であれほどILOの問題がもう目の目を浴びて、総理大臣もその方向に向き、政府全般も国際的視野から労働問題、ILO条約の批准及びその方向に沿ってやっていると、最高裁の判決が出た。全くこの人たちは世の中のことを知っているのかしらん、新聞もラジオもテレビも何も見えないのじゃないか。ちょっとたまにはストライキものぞきに行ったらどうか、銀座でも歩いたらどうかしらん、端的にいえばそういう感じがしたわけです。つまりそれは近代的感覚が少し足りないのじゃないか、率直にいえばそういう気がしたわけです。ですからその意味において、いまあなたがだれだってできるよということをおっしゃるかもしれないけれども、最近の労働問題に対する最高裁の判決というものは、きわめて非近代的な感覚しかお持ちになっていないのじゃないかという気がしているわけがあります。これは御答弁を望んでも無理な話です。無理な話であるけれども、この裁判官の構成のあり方について私どもは非常に意見を持っております。少なくとも五・五・五ということが法文に明記されていなくても、最後の一つの重要な原則であるとするならば、この原則を守ってもらわなければいけません。この原則をお守りになるかどうかということ

は、ひとつこの次に法務大臣の御出席のときにお伺いをいたしたいと思えますから、大臣に、ひとつよく諸般の情勢を考えて守ると言え、こういうふうにお言づてを願いたいと思えます。

委員長に申し上げておきますけれども、いま三點ばかり問題を保留いたしました。先ほど理事の方から、昼めし時だからどうだという御意見がございました。中途でございますけれども、一応本日質問を終わりたいと思えます。

○大久保委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会